

令和 6 年 6 月 10 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課 取引制度企画室

日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について

(趣旨)

今般、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第16次中間とりまとめを踏まえ、再エネ指定のない非 FIT 非化石証書を含めた全ての非化石証書において「トラッキング」（環境価値の由来となる電源種や発電所所在地等の属性情報を明らかにすること）を行うこととなった。

本変更に伴い、一般社団法人日本卸電力取引所から経済産業大臣に対して、同取引所の業務規程の一部分をなす非化石価値取引会員規程及び非化石価値取引規程について、変更認可申請があったところ、令和 6 年 6 月 10 日付けで、電気事業法（以下「法」という。）第 66 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見聴取が行われたことから、委員会としての回答について御審議いただきたい。

主なポイント

○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

経済産業大臣は、当委員会からの意見回答も踏まえ、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）を卸電力取引所として指定しており、同法人は平成 28 年 4 月 1 日から卸電力取引所として活動を開始している。

卸電力取引所は、法第 99 条第 1 項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することされており、認可に際して経済産業大臣は、法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき、委員会に意見聴取を行うこととされている。

今般、JEPX から経済産業大臣宛に業務規程の一部分をなす非化石価値取引会員規程（以下「会員規程」という。）及び非化石価値取引規程（以下「取引規程」という。）の変更認可申請が行われ、これについて令和 6 年 6 月 10 日付けで、経済産業大臣から当委員会に対して意見聴取が行われた。

JEPX の業務規程の変更については、電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第 132 条の 6 において定められた業務規程の必要的記載事項のそれぞれについて、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（以下「審査基準」という。）第 1 (66) に照らして定められ、かつ、その内容が法第 99 条第 3 項に基づき規則第 132 条の 7 に適合するかを確認することとなっている。

その審査の結果、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたい。

- 39 1. 規程変更の概要
- 40 (1) 全ての非化石証書のトラッキング化（全量トラッキング）への対応【取引規程第8
- 41 条・第23条関係】
- 42 2024年発電分から全ての非化石証書が属性情報（環境価値の由来となる電源種や発
- 43 電所所在地等の情報）を持つ「全量トラッキング」が行われるところ、それらに必要と
- 44 なる規定を整備する。
- 45 (2) 相対取引における会員資格の必須化【取引規程第5条・第23条関係】
- 46 これまで取引所外における相対取引を行う場合に会員資格は不要であったところ、
- 47 今後は JEPX の非化石価値取引システムを通じて取引記録を全て管理し、口座管理費用
- 48 等のコストが発生することから、相対取引を行う場合でも会員資格を必須とする。
- 49 (3) その他
- 50 ① 年会費の期間変更【会員規程第5条・第6条・附則第1条及び取引規程第20条関係】
- 51 非化石証書のオークションの開催周期（8月・11月・2月・5月）に合わせて、年
- 52 会費の納入に係る期間を8月1日から翌年7月31日に変更する。
- 53 ② 適格請求書媒介者交付特例のため対応【会員規程第2条関係】
- 54 JEPX が媒介者交付特例の適用を受け、売主（受方）に代理して買主（渡主）に対し
- 55 て適格請求書（インボイス）を発行するために、売主が適格請求書発行事業者である
- 56 ことを求める。
- 57 ③ 技術的な変更【取引規程第12条第1項】
- 58 参照している取引規程の条ずれに対応する。
- 59
- 60 2. 審査結果
- 61 今般の会員規程・取引規程の変更の各項目について、審査基準第1(66)に照らして定め
- 62 られ、かつ、その内容が法第99条第3項に基づき、規則第132条の7に適合するかそれぞ
- 63 れ確認を実施した。
- 64 (1) 非化石証書の全量トラッキング化への対応
- 65 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第16次中間とりまとめを基に、その
- 66 内容を実現するために必要な規程変更を行うものであり、審査基準第1(66)及び規則
- 67 第132条の7に適合するものと確認した。
- 68 (2) 相対取引における会員資格の必須化
- 69 相対取引においても取引所における非化石価値取引と同様に、非化石証書の口座管
- 70 理費用等のコストが発生するところ、当該取引のみを行う事業者についても、会員と
- 71 なり年会費の負担を求める規程変更を行うものであり、審査基準第1(66)及び規則第
- 72 132条の7に適合するものと確認した。
- 73 (3) その他
- 74 年会費の期間変更や適格請求書媒介者交付特例の対応等のための必要な規程変更で
- 75 あり、審査基準第1(66)及び規則第132条の7に適合するものと確認した。
- 76
- 77 3. 認可申請に係る意見
- 78 上記2.の審査結果を踏まえ、資料4-1のとおり、当委員会として経済産業大臣が本申請
- 79 に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。
- 80
- 81
- 82
- 83
- 84

審査基準の適合性

- 事務局において、電気事業法施行規則に基づき、審査が必要となる下記 5 項目について審査を行っている。

業務規程の必要的記載事項 (施行規則132条の6)	審査が必要な項目	審査結果
市場開設業務を行う時間及び休日に関する事項		
市場開設業務を行う事務所の所在地		
売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項	会員規程第2条・取引規程第5条	口座管理費用の適切な負担等のための改正であり適合する
卸電力取引市場の種類に関する事項		
売買取引の方法	取引規程第12条	条ずれに伴う改正であり適合する
売買取引の決済に関する事項		
売買取引の手数料に関する事項	会員規程第5条/第6条/ 附則第1条・取引規程第20条	非化石証書の取引スケジュールに合わせた改正であり適合する
債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項		
地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項		
売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項	取引規程第8条	全量トラッキング化に伴う文言修正であり適合する
市場開設業務の実施体制に関する事項		
卸電力取引市場の監視の方法に関する事項		
取引参加者に対する処分に関する事項		
売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項		
前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項	取引規程第8条/第23条	全量トラッキング化に伴う必要な改正及び文言修正であり適合する

【参考】新旧対照表（非化石価値取引会員規程）

改正後	改正前
<p>一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引会員規程</p> <p>（非化石価値取引会員加入申請資格）</p> <p>第2条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ<u>消費税法に定める適格請求書発行事業者である日本国内の法人</u>でなければならない。</p> <p>（入会金の納入等）</p> <p>第5条 非化石価値取引会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から1月以内に入会金10万円と消費税相当額および<u>加入する年度（毎年8月1日から翌年7月31日までとする。次条において同じ。）</u>の年会費を納入しなければならない。</p> <p>（年会費）</p> <p>第6条 非化石価値取引会員は、<u>年度毎に本取引所が定める年会費を本取引所の指定する日までに本取引所に納入</u>しなければならない。</p> <p><u>附則（令和6年●月●日）</u></p> <p>第1条 <u>令和6年●月●日の第5条および第6条の改正規定は、2024年8月1日より適用する。</u></p>	<p>一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引会員規程</p> <p>（非化石価値取引会員加入申請資格）</p> <p>第2条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ<u>日本国内の法人</u>でなければならない。</p> <p>（入会金の納入等）</p> <p>第5条 非化石価値取引会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から1月以内に入会金10万円と消費税相当額および<u>加入年度の年会費</u>を納入しなければならない。</p> <p>（年会費）</p> <p>第6条 非化石価値取引会員は、<u>本取引所の事業年度毎に本取引所が定める年会費を本取引所の指定する日までに本取引所に納入</u>しなければならない。</p>

【参考】新旧対照表（非化石価値取引規程）①

改正後	改正前
<p>一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>（取引資格）</p> <p>第5条 本市場における取引、および本取引所以外での非化石証書の販売（<u>小売電気事業者および需要家への販売その他の他者への非化石証書の移転行為をいう。以下同じ。</u>）は、本取引所非化石価値取引会員規程に規定する非化石価値取引会員でなければ行うことができない。</p> <p>（禁止行為等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 非化石証書およびその関係書式等の自らの利用および販売先における利用において、経済産業省の審議会報告等および関係書式の発行機関の利用ガイド等において禁止されている行為</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>2. 取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない。また、非化石証書を他社に販売する場合、かかる費用等について誠実に説明しなければならない。</p> <p>（取引スケジュール）</p> <p>第12条 取引の実施スケジュールおよび第23条第6項に定める口座移動終了日は、商品毎に本取引所が定め取引参加者に通知する。</p>	<p>一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>（取引資格）</p> <p>第5条 本市場における取引は、本取引所非化石価値取引会員規程に規定する非化石価値取引会員でなければ行うことができない。</p> <p>（禁止行為等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 非化石証書およびその関係書式等（<u>トラッキング付き非化石証書を含む</u>）の自らの利用および販売先における利用において、経済産業省の審議会報告等および関係書式の発行機関の利用ガイド等において禁止されている行為</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>2. 取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない。また、非化石価値を他社に販売する場合、かかる費用等について誠実に説明しなければならない。</p> <p>（取引スケジュール）</p> <p>第12条 取引の実施スケジュールおよび第23条第8項に定める口座移動終了日は、商品毎に本取引所が定め取引参加者に通知する。</p>

【参考】新旧対照表（非化石価値取引規程）②

改正後	改正前
<p>一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>（売買手数料） 第20条（略） 2. 前項の売買手数料は、商品毎に本取引所理事会が定め、<u>当該売買手数料を徴収しようとする日の属する年度（毎年8月1日から翌年7月31日までとする。この項において同じ。）の前年度の7月末までに公開する。</u></p> <p>（口座の管理） 第23条（略） 4. 取引参加者は、<u>本取引所以外での非化石証書の販売をする場合、非化石価値取引システムを通じてその記録を管理するものとする。</u></p> <p>5. 本取引所は、取引参加者の希望により、<u>非化石証書の利用を証する書面の交付を行う。</u></p> <p>6. （削る）</p> <p>7. （削る） <u>6. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結する。</u></p>	<p>一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>（売買手数料） 第20条（略） 2. 前項の売買手数料は、商品毎に本取引所理事会が定め、<u>前年度3月末までに公開する。</u></p> <p>（口座の管理） 第23条（略） 4. 取引参加者は、<u>取引所以外で非化石証書を販売する場合（小売電気事業者への販売、需要家への販売および電気の供給と併せての販売その他の他者への非化石証書の移転行為）、本取引所が別途定める様式に従ってその記録を管理しなければならない。</u></p> <p>5. 本取引所は、取引参加者の希望により、<u>前項の非化石証書の販売を証する書面の交付を行う。希望するものは、本取引所が別途定める様式に必要事項を記載のうえ、別途定める手数料を本取引所に支払う。</u></p> <p><u>6. 第4項の記録は、当該商品の取引の終了後、1月以内に本取引所に提出しなければならない。</u></p> <p><u>7. 本取引所は、必要に応じ第4項の記録の提出を求めることが出来る。</u></p> <p><u>8. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。</u></p>

85 [参考] 関連条文

86 ○ 電気事業法（関係部分のみ抜粋）

87 （委員会の意見の聴取）

88 第 66 条の 11 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かな
89 なければならない。

90 五 第 10 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 に
91 おいて準用する場合を含む。）、第 14 条第 2 項（第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 に
92 おいて準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項ただし書、第 22 条の 2 第 1
93 項ただし書（第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）、第 27 条の 11 の 2 第 1
94 項ただし書、第 28 条の 14 第 1 項、第 28 条の 41 第 3 項、第 28 条の 46 第 1 項、第 28 条
95 の 49、第 28 条の 52 第 1 項若しくは第 6 項、第 99 条第 1 項又は第 99 条の 7 第 1 項の認
96 可をしようとするとき。

97

98 （業務）

99 第 98 条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

100 一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられ
101 る価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（次項及び第九十九条の二におい
102 て「卸電力取引市場」という。）を開設すること。

103 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

104 三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこ
105 と。

106 2 卸電力取引所は、前項第一号に掲げる業務として、翌日に受け渡される経済産業省令
107 で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場（次項、第九十九条の四第二
108 項及び第九十九条の八において「翌日市場」という。）その他市場開設業務の実施に関す
109 る規程（以下この章において「業務規程」という。）で定める卸電力取引市場を開設する
110 ものとする。

111 3 卸電力取引所は、翌日市場における地域間の売買取引に係る電力の量が、当該地域間を
112 電氣的に接続する電線路の容量を超えるときは、業務規程で定めるところにより、地域ご
113 とに取引価格を算定するものとする。

114

115 （業務規程の認可）

116 第 99 条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を
117 作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、
118 同様とする。

119 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不
120 相当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

121 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定め
122 る。

123

124 ○ 電気事業法施行規則（関係部分のみ抜粋）

125 （業務規程の記載事項）

126 第 132 条の 6 法第 99 条第 3 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

127 一 市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日が翌日市場、一時間前市場、翌々
128 日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引
129 所において開設される市場ごとに異なる場合にあつては、当該市場ごとの時間及び休日）
130 に関する事項

131 二 市場開設業務を行う事務所の所在地

- 132 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
133 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
134 五 売買取引の方法(当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受
135 け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場
136 ごとに異なる場合にあつては、当該市場ごとの方法)に関する事項
137 六 売買取引の決済に関する事項
138 七 売買取引の手数料に関する事項
139 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びそ
140 の管理の方法に関する事項
141 八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項
142 九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管
143 理に関する事項
144 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合におけ
145 る当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事
146 項
147 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
148 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
149 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
150 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
151 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

152

153 (業務規程の認可の基準)

154 第132条の7 法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1項第1号及び第2号に掲
155 げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

156

157 ○ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(関係部分のみ抜粋)

158 第1 審査基準

159 (66) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

160 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る
161 審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に
162 基づき施行規則第132条の7に適合することとする。

163 ① 施行規則第132条の6第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
164 基準に適合していること。

165 イ 翌日市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原
166 則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。

167 ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。

168 ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

169 ② 施行規則第132条の6第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う
170 事務所の所在地が規定されていること。

171 ③ 施行規則第132条の6第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
172 基準に適合していること。

173 イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、
174 原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

175 (i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

176 (ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

177 ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合
178 には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

- 179 (i) 発電設備の維持及び運用を行っている者
180 (ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者
181 ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。
182 (i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者
183 (ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団
184 員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由によ
185 り、信用がないと認められる者
186 ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されている
187 こと。
- 188 ④ 施行規則第132条の6第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
189 基準に適合していること。
190 イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。
191 (i) 翌日市場
192 (ii) 一時間前市場
193 (iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場
194 ロ 翌日市場については、実需給の前日に取引が可能であること。
195 ハ 一時間前市場については、年間を通じて、翌日市場の閉鎖後の特定時点から実需給の
196 1時間前時点までの間に取引が可能であること。
- 197 ⑤ 施行規則第132条の6第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
198 基準に適合していること。
199 イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
200 (i) 買い及び売りの注文方法
201 (ii) 約定方法（連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。）
202 (iii) 約定結果の通知方法
203 (iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法
204 (v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法
205 (vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い
206 (vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い
207 ロ 翌日市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
208 (i) 翌日市場 ブラインドシングルプライスオークション
209 (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法（ザラバ取引）
210 ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受
211 け渡されること。
212 ニ 翌日市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、広域的運営推進機関
213 に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること。
214 ホ 受渡しに関して定めている事項が、広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配
215 電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- 216 ⑥ 施行規則第132条の6第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
217 基準に適合していること。
218 イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
219 ロ 翌日市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのでは
220 なく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理（ネットィング処理）した上で、
221 売買代金を求償することとしていること。
- 222 ⑦ 施行規則第132条の6第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
223 基準に適合していること。
224 イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収
225 方法について明確な定めが置かれていること。

- 226 ロ 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うも
227 のとなっていないこと。
- 228 ⑧ 施行規則第132条の6第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
229 基準に適合していること。
- 230 イ 翌日市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清
231 算預託金を預かる制度が採用されていること。
- 232 ロ 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めて
233 いること。
- 234 (i) 清算預託金の算定方法
235 (ii) 清算預託金の徴収方法
236 (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
237 (iv) 清算預託金の払い戻し方法
- 238 ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- 239 ⑨ 施行規則第132条の6第8号の2に掲げる事項として、少なくとも翌日市場におい
240 て地域ごとに取引価格を算定する方法について定められていること。
- 241 ⑩ 施行規則第132条の6第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び
242 基準に適合していること。
- 243 イ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用につ
244 いて、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
- 245 ロ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控
246 除した金額の納付について定められていること。
- 247 ⑪ 施行規則第132条の6第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及
248 び基準に適合していること。
- 249 イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、
250 これを明示的に禁止していること。
- 251 ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
- 252 (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
253 (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること
254 (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをす
255 ること
256 (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変
257 動させるような取引をすること
258 (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
259 (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
260 (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を
261 得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
262 (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイ
263 ダー情報に基づく取引を行うこと
- 264 ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。
265 また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定め
266 ていること。
- 267 (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
268 (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている
269 場合
- 270 ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととし
271 ていること。
- 272 ⑫ 施行規則第132条の6第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及

- 273 び基準に適合していること。
- 274 イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
- 275 ロ 職員の監視体制が整備されていること。
- 276 ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体
- 277 制が整備されていること。
- 278 ⑬ 施行規則第132条の6第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及
- 279 び基準に適合していること。
- 280 イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会におけ
- 281 る審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果
- 282 についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
- 283 ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合に
- 284 は、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
- 285 ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めるときは、業務規程その他の取引関
- 286 連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
- 287 ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監
- 288 視等委員会へ報告することとしていること。
- 289 ⑭ 施行規則第132条の6第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及
- 290 び基準に適合していること。
- 291 イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を
- 292 行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
- 293 ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けているこ
- 294 と。
- 295 また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。
- 296 ⑮ 施行規則第132条の6第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用
- 297 しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加
- 298 者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

経 済 産 業 省

●●●●●●●●電委第●号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和6年6月10日付け20240603資第16号により貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20240603資第16号

令和6年6月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

令和6年6月3日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称	一般社団法人日本知電力取引所
代表者の氏名	理事長 金本良嗣

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容
非化石価値取引会員規程および非化石価値取引規程の改定を行う。
 2. 変更の理由
 - ・ 資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第84回制度検討作業部会（令和5年9月11日開催）での検討を受け、非化石価値の全量トラッキング化にあわせた改定を行う。
- 以上

一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引会員規程

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の非化石価値取引会員に関する手続きを定めることを目的とする。
2. 本規程の変更は、本取引所の理事会の決議をもって行う。

(非化石価値取引会員加入申請資格)

- 第2条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ消費税法に定める適格請求書発行事業者である日本国内の法人でなければならない。
- (1) 電気事業法に定める小売電気事業者
 - (2) 電気事業法に定める発電事業者
 - (3) 電気事業法に定める一般送配電事業者または特定送配電事業者
 - (4) 前三号以外の者

(非化石価値取引会員加入手続)

- 第3条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号に定める事項を記載した申請書を本取引所に提出しなければならない。
- (1) 前条に定める資格の情報を記載した書面
 - (2) 本取引所の業務規程、その他本取引所の定める諸規程類の規定事項に同意し、これらを遵守することを誓約した書面
 - (3) 本取引所を利用する目的と、その収支計画を記載した書面
 - (4) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関して表明および誓約する書面
 - (5) 定款および申請する日から6月以内に交付された履歴事項全部証明書
 - (6) 法人設立後1年以上経過するものは、申請する日の直近事業年度の貸借対照表および損益計算書
 - (7) 本取引所において、非化石価値取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「非化石価値取引会員代表者」という。)を選任し、届け出る書面
 - (8) 仲介業(本取引所を通じて購入した非化石価値の販売業を示す。以下同じ)を行う予定のものは、仲介業の実施計画書

(審査手続)

- 第4条 本取引所は、前条の加入申込書類を受理した後、速やかにその審査を行う。
2. 本取引所は、本条に定める審査等のために、申請者に追加の資料の提出や、臨席による説明を求めることができる。
 3. 前項の本取引所からの要求に正当な理由なく拒否する場合、本取引所は加入を承認しない。
 4. 本取引所は、次の各号の場合、非化石価値取引会員加入を承認しない。その場合は、不承認の理由を付し、加入希望者に対して書面で通知を行う。
 - (1) 申請書に虚偽の記載が認められた場合
 - (2) 前条第1項第3号の本取引所を利用する目的が明確ではない等、本取引所を取引以外の目的で利用しようとしていることが認められる場合

- (3) 同項第3号の収支計画で、継続した本取引所の利用が見込めない場合
- (4) 同項第8号の仲介業の実施計画書で、一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程第8条第1項第3号乃至第5号および第2項を遵守する体制およびルールが用意出来ていない場合

(入会金の納入等)

第5条 非化石価値取引会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から1月以内に入会金10万円と消費税相当額および加入する年度(毎年8月1日から翌年7月31日までとする。次条において同じ。)の年会費を納入しなければならない。

- 2. 本取引所は、前項の手続を完了した者を非化石価値取引会員と認め、非化石価値取引会員の証として非化石価値取引会員証書を交付し、非化石価値取引会員名簿に記載する。

(年会費)

第6条 非化石価値取引会員は、年度毎に本取引所が定める年会費を本取引所の指定する日までに本取引所に納入しなければならない。

(届出事項)

第7条 非化石価値取引会員は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する場合には、遅滞なく、その旨を書面で本取引所に届出なければならない。

- (1) 第2条に定める資格が変更された場合
 - (2) 仲介業実施予定の有無が変更される場合。仲介業の実施を始める場合は、第3条第1項第8号に定める仲介業の実施計画を提出し、本取引所の確認を得なければならない。
 - (3) 名称を変更したとき
 - (4) 合併もしくは分割、または会社の重要な財産の全部もしくは一部を譲渡したとき
 - (5) 支払不能状態に陥ったとき、または銀行取引の停止処分を受けたとき
 - (6) 租税滞納処分もしくはその処分の例による差押えを受け、または裁判所から差押え、仮処分もしくはその他の保全処分を受けたとき
 - (7) 破産、民事再生もしくは会社更正手続の開始または特別清算の開始等の申立てがあったとき
 - (8) 電力および非化石価値の売買等に関する重要な訴訟の当事者となったとき
 - (9) 犯罪嫌疑で起訴されたとき
 - (10) 本取引所の取引会員として、または他の取引所から除名処分を受けたとき
- 2. 前項に定める場合のほか、本取引所は、合理的な理由に基づき必要と認める事項について、取引会員に届出または報告を求めることができる。

(取引所の調査への協力)

第8条 本取引所は、調査のために必要と認めたときは、非化石価値取引会員に対し業務に係る資料の提出および説明を求めることができる。

- 2. 非化石価値取引会員は、前項の規定に基づく資料の提出および説明を、正当な理由なく拒否してはならない。
- 3. 本取引所は、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会および電力広域的運営推進機関等の政府機関からの情報提供依頼を受け、電力取引の監視等のために必要と認めたときは、本取引所が保有する情報を当該機関に提供する。

(任意脱退)

第9条 非化石価値取引会員は、脱退を希望する場合には、脱退予定日の30日前までに本取引所に対し、その旨を通知しなければならない。

2. 脱退を通知した非化石価値取引会員は、本取引所に通知した以降の日は取引を行うことができない。
3. 脱退を通知した非化石価値取引会員は、脱退予定日までに本取引所における取引の決済を結了しなければならない。
4. 本取引所は、第1項の通知があったときは、すみやかに当該非化石価値取引会員の名称および脱退希望日を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

(当然脱退)

第10条 非化石価値取引会員は、前条第1項に定める脱退の通知を行った場合の他、次に掲げる事由が発生した場合に脱退することとする。

- (1) 裁判所による破産手続または特別清算開始決定を受けた場合
 - (2) 本取引所の非化石価値取引(非化石価値管理口座の利用を含む)を利用する予定がない状態が3年以上にわたり続く場合
 - (3) 本取引所に対する債務の不履行等の本取引所の定める規程に反している状態が続き、本取引所に対して1週間にわたり連絡がない状態が続いた場合
 - (4) 非化石価値取引会員が除名された場合
2. 非化石価値取引会員であった者は、脱退後においても、脱退前に発生した債務を免れられない。

(脱退取引会員の債務弁済)

第11条 本取引所は、脱退した非化石価値取引会員の金銭債権をもって、本取引所に対する一切の債務、または本取引所が決済に関わる一切の債務の弁済に充てることができる。

2. 前項の債務中、その金額未定のものがあるときは、その確定に至るまで、本取引所は、適当と認める金額を留保することができる。

(取引会員たる地位の承継)

第12条 非化石価値取引会員につき合併があったときは、合併後存続する法人または合併により設立された法人が、非化石価値取引会員たる地位を承継する。

2. 非化石価値取引会員につき分割があったときは、分割により事業を承継する法人が非化石価値取引会員たる地位を承継する。
3. 前二項の規定により非化石価値取引会員たる地位を承継したものは、遅延なく、その旨を本取引所に届出なければならない。
4. 非化石価値取引会員たる地位は、譲渡できない。

(取引会員名簿)

第13条 本取引所は、非化石価値取引会員の名称および住所を記載した非化石価値取引会員名簿を作成し、名称および仲介業実施の有無を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

(取引会員の処分)

第14条 本取引所は、非化石価値取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その非化石価値取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 本取引所の市場における他の非化石価値取引会員との契約を履行しないときは、6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (2) 年会費その他本取引所に納入しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入しないときは、6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (3) 本取引所の取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他秩序を著しく乱し、または他の非化石価値取引会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (4) 本取引所が非化石価値取引会員に対し正当な理由のもとに書類または報告書等の提出を求め、または本人もしくはその使用人の臨席を求めた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、または虚偽の書類または報告書等を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (5) 本取引所が決定した事項を遵守せず、または正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (6) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所の非化石価値取引会員の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (7) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、非化石価値取引規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したとき、またはこれらの規定に基づく処分違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
2. 前項第6号に定める取引の信義則に反する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 不公正な取引を行うこと
 - (2) 信用の保持を欠くこと
 - (3) 不注意または怠慢な取引を行う、委託する、または受託すること
 3. 本取引所は、前項において取引の停止もしくは制限を命じ、または過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。
 4. 本取引所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかつたときは、除名することができる。
 5. 非化石価値取引会員は、その使用人の行為により取引会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。
 6. 第1項の処分については、過怠金の賦課および取引の停止または制限をそれぞれ併科することができる。

(弁明の機会)

- 第15条 本取引所は、第14条の規定に基づき非化石価値取引会員に対し処分を行う場合には、当該非化石価値取引会員に対して事前に書面で通知を行うとともに、弁明の機会を付与しなければならない。
2. 非化石価値取引会員の除名を行う場合には当該処分を決定し、当該非化石価値取引会員に通知する10日前までに、当該非化石価値取引会員に対し、本取引所が除名すべき理由を記載した書面を送付するものとする。

3. 非化石価値取引会員に処分を行う場合において、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該非化石価値取引会員が、正当な理由なく、第2項の書面の送付後 10 日以内に弁明を行わないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。

(処分の通知および掲示)

第16条 本取引所は、非化石価値取引会員に対する処分を決定したときは、遅滞なく、書面でその理由を示さなければならない。また、当該非化石価値取引会員の名称および処分の種類を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

(処分に対する解除申請)

第17条 第14条第1項の処分を受けた非化石価値取引会員が、同条第3項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までに行った場合には、その事実を示す書面を添え、処分の解除申請をすることができる。

2. 本取引所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、当該処分を将来に向かって解除し、または軽減することができる。
3. 第14条第6項および前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止または制限の処分を解除または軽減した場合について準用する。

(免責)

第18条 本取引所の設備、施設等を利用したことで生じたいかなる損害についても、法令または本取引所が別に定める場合を除き、本取引所はその責任を負わない。

2. 前項に定める場合のほか、本取引所は自己の責めによることなく非化石価値取引会員または第三者に発生した損害について、その責任を負わない。

(その他)

第19条 本規程に定めのない事項は、業務規程の定めるところによる。

附則

第1条 本規程制定時において、本取引所の取引会員規程に定める取引会員である者で、かつ希望する者は、本則第3条第1項第1号の書式を本取引所に提出することにより、非化石価値取引会員となることができる。その場合の入会金、当該年度年会費は不要とする。

附則(令和6年●月●日)

第1条 令和6年●月●日の第5条および第6条の改正規定は、2024年8月1日より適用する。

制定施行 令和3年 10 月 27 日

改定 令和6年●月●日

一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の運営する非化石価値取引市場(以下「本市場」という。)における取引に関する事項等について定める。

(取引対象)

第2条 本市場で取引する対象は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号。以下「高度化法施行規則」という。)第4条第1項第2号に規定する非化石証書とする。

(休業日・営業日および営業時間)

第3条 本市場の営業は、平日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日)の午前9時から午後5時とする。

2. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
3. 前項の場合には、本取引所は予めその旨を取引参加者に通知する。

(単位等)

第4条 本市場における計算の単位は次の各号のとおりとする。

- (1) 代金その他を計算する場合の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
- (2) 単価等の単位は0.01円とし、その端数は四捨五入する。

(取引資格)

第5条 本市場における取引、および本取引所以外での非化石証書の販売(小売電気事業者および需要家への販売その他の他者への非化石証書の移転行為をいう。以下同じ。)は、本取引所非化石価値取引会員規程に規定する非化石価値取引会員でなければ行うことができない。

2. 一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程は、非化石価値取引会員には適用しない。

(金員の移動)

第6条 本取引所は、本取引所と取引参加者の間に生じる本規程に基づく債権・債務に係る金員の移動については、本取引所の取引会員となっている者は、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動にあわせて行う。本取引所の取引会員となっていない者は、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動に準じて行う。

(システム売買方式による取引等)

第7条 本市場の取引は、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「非化石価値取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引参加者が非化石価値取引システムを利用するために必要となる機材等については、取引参加者の責任と負担において用意するものとする。

2. 取引参加者は、本取引所が定める操作方法に従い、非化石価値取引システムを操作しなければならない。
3. 取引参加者は、非化石価値取引システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
4. 取引参加者は、当該取引参加者名によって非化石価値取引システムを通じて行われた取引について、一切の責めを負う。
5. 非化石価値取引システムの稼働時間は、第3条に定める営業日の午前6時から午後8時までとする。

6. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、前項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引参加者に変更後のシステム稼働時間を通知する。
7. 本取引所は、必要があると認めるときは、非化石価値取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。

(禁止行為等)

第8条 取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
 - (2) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
 - (3) 非化石証書およびその関係書式等の自らの利用および販売先における利用において、経済産業省の審議会報告等および関係書式の発行機関の利用ガイド等において禁止されている行為
 - (4) 本取引所を通じて購入した第10条第1項第1号に指定するFIT非化石証書以外の証書を他社に販売する行為
 - (5) 本取引所を通じて購入した同号に指定するFIT非化石証書を法人以外に販売する行為
 - (6) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引
2. 取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない。また、非化石証書を他社に販売する場合、かかる費用等について誠実に説明しなければならない。

(取引の実施方法)

第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の4に規定する広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引参加者に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。

(商品)

第10条 本市場では、次の各号に定める非化石証書を商品として取り扱う。

- (1) FIT 非化石証書(毎年1月から12月までの間に非化石電源(高度化法施行規則第1条に規定する非化石電源をいう。以下同じ。)から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として推進機関が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
- (2) 非 FIT 再エネ指定非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。以下同じ。)を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定したものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
- (3) 非 FIT 再エネ指定なし非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定しなかったものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書ならびに毎年1月から12月までの間に非化石電源(再生可能エネルギー源を利用する電源を除く。)から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したもの、および毎年1月から12月までの間に高度化法施行規則第1条に規定する非化石電源に係る電気に相当するものとして経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)

2. 本取引所を通じて前項第2号または第3号の商品を売る行為は、地方税法第72条の2に規定される電気供給業に当たり、売り取引が成立した取引会員等(以下「売り手」という。)は同法に定める電気供給業を行う法人に課せられる事業税を支払わなければならない。

(取引単位等)

第11条 非化石価値取引市場取引の呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位および価格制限は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時あたりの価格

呼値の単位:0.01円

取引単位:1キロワット時

受渡単位:1キロワット時

価格制限:制限を設ける場合は別に通知する

(取引スケジュール)

第12条 取引の実施スケジュールおよび第23条第6項に定める口座移動終了日は、商品毎に本取引所が定め取引参加者に通知する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引参加者に通知する。

(入札受付時間)

第13条 入札の受付時間は、取引実施日(売買の突き合せを行う日)の5営業日前から取引実施日の午後2時までの営業時間内とする。

2. 入札内容は、前項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引参加者に通知する。
4. 本取引所は、必要があると認めるときは、取引を臨時に停止する、または休止することができる。

(入札方法等)

第14条 取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。

2. 前項の入札のうち、売り入札の量は、自らが発電し非化石証書として経済産業省の認定を受けた量を上限とする。
3. 第1項の買い入札において、非化石価値取引会員の加入申請資格が、非化石価値取引会員規程第2条第1項4号に該当する者は、第10条第1項第1号の商品以外は不可とする。
4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量(同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))をいう。)を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。
5. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。
6. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。

(約定)

第15条 約定処理は、次のとおりとする。

- (1) 第10条第1項第1号の商品についてはマルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買入札価格とする方式)とする。
- (2) 同項第2号および第3号の商品はシングルプライスオークション方式(売買入札量をそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)と「買入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とする方式。)とする。また、約定処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(供給曲線と需要曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とし、この場合における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。なお、同一価格の入札量の一部のみ約定となる場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することとする。

(約定の通知)

第16条 本取引所は、取引の約定結果を、速やかに当該取引参加者に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 約定量
 - (2) 約定価格
 - (3) 約定合計金額
3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

(取引の決済)

第17条 売買代金(約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所は、第9条の規定にかかわらず必要があるときは、推進機関または取引参加者に代って取引に対する債権について、当該債権を行使することができる。

(決済の時期)

第18条 取引の決済日は、第16条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。

2. 本取引所は、第10条第1項第1号の商品については売り代金(買い約定量と買い約定価格の積の合計額)を前項と同日に推進機関の指定する銀行口座に振り込むことにより決済する。

(消費税相当額)

第19条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税。以下同じ。)につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手または推進機関に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第20条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手から売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料は、商品毎に本取引所理事会が定め、当該売買手数料を徴収しようとする日の属する年度(毎年8月1日から翌年7月31日までとする。この項において同じ。)の前年度の7月末までに公開する。
3. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。

4. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。

(受け渡しの方法および日時)

第21条 第15条で約定した非化石証書の受け渡しは、本取引所で用意する取引参加者毎の非化石証書管理口座で管理する量の増減によって行われたものとする。

2. 前項の受け渡しは、第18条の決済の確認後に行う。

(公開する情報)

第22条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。

- (1) 約定量、売り入札量の合計および買い入札量の合計
- (2) 第10条第1項第1号の商品については約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。同項第2号および第3号の商品については約定価格
- (3) 入札参加会員数および約定会員数

(口座の管理)

第23条 本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。

2. 前項の非化石証書は非化石証書の商品毎に管理するものとする。
3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。
4. 取引参加者は、本取引所以外での非化石証書の販売をする場合、非化石価値取引システムを通じてその記録を管理するものとする。
5. 本取引所は、取引参加者の希望により、非化石証書の利用を証する書面の交付を行う。
6. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結する。

(違約処理)

第24条 取引参加者が、本規程、本取引所非化石価値取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反した場合、直ちにその旨を当該取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させることができる。本市場の取引を停止させる場合、当該取引参加者の約定処理前の入札は取り消される。

(市況の報告)

第25条 本市場の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引参加者はこれに類する行為を行うことができない。

(情報の著作権)

第26条 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。

(揭示事項)

第27条 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 本取引所の各種規程
- (2) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
- (3) 取引の制限等の変更
- (4) 前各号の他、本取引所が必要と認める事項

2. 前項各号の掲示期間は、第1号は規程が廃止されるまでの間、第2号および第3号はその目的の終了までの間、第4号については本取引所が都度定める。
3. 第1項の掲示があった後は、これらの掲示事項は既知の事実とする。

(天災地変等の場合の特別措置)

第28条 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引参加者が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる特別の措置をとることができる。

- (1) 本規程に規定する売買代金の授受の日時を変更すること
 - (2) 前号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること
2. 取引参加者は、前項の規定により行う本取引所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(システム障害の特例措置)

第29条 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による取引注文の執行、金銭の授受、その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
 - (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合によって生じた損害
 - (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じたシステムの中断、遅滞、中止、データの消失等の損害
 - (4) システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワード等の漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引参加者を装い行った取引によって生じた損害
 - (5) その他本取引所の責めに帰すことができない事由により生じた損害
2. 取引参加者が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵が発生した場合、取引参加者が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引所はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

第30条 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引参加者および取引参加者の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。

2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第31条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。

(改定)

第32条 本規程は、法令の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。

2. 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

改定 令和2年3月26日
令和3年4月16日
令和3年10月27日
令和4年8月9日
令和5年1月19日
令和5年8月4日
令和6年●月●日